

新潟県選挙管理委員会規程第2号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年2月25日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
三条市	(略)	(略)	三条市	(略) <u>老人保健施設 好日庵</u>	(略) <u>三条市南新保10-24</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)			(略)		
佐渡市	(略)	(略)	佐渡市	(略) <u>佐渡市立相川病院</u>	(略) <u>佐渡市相川広間町7</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)			(略)		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
佐渡市	(略)	(略)	佐渡市	<u>特別養護老人ホーム 歌代の里</u>	<u>佐渡市加茂歌代140-1</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。